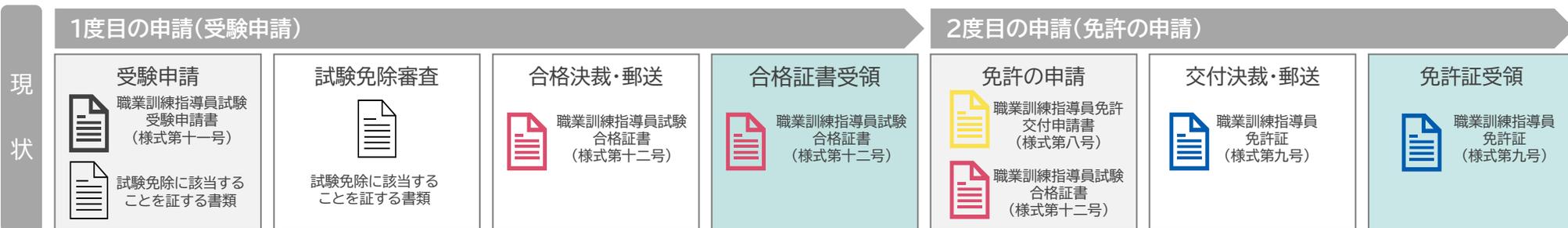


# 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

- 現行制度において、職業訓練指導員免許を申請する際は、指導員試験の実技試験及び学科試験の全部の免除(以下「全免除」という。)を受けることができる者であっても、事前に指導員試験の受験申請を行い、職業訓練指導員試験合格証書(以下「合格証書」という。)の交付を受けた上で、職業訓練指導員免許申請書と合格証書を提出しなければならない。
- 今般、全免除を受けることができる者の事務的負担と時間的制約の軽減を図るため、免許の申請と指導員試験の受験申請を同時に行うことを可能とするように職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。)について所要の改正を行う。

※ 令和6年地方分権改革提案に対応する改正



【施行】令和7年4月上旬(予定)

## ① 職業訓練指導員免許の申請(能開則第40条)

全免除を受けようとする手続きの際に、免許の申請を指導員試験の受験の申請と併せて行う場合、合格証書の添付を要しないものとする。

事務負担の軽減

## ② 職業訓練指導員試験の公示(能開則第45条)

全免除を受けようとする者については、都道府県知事による職業訓練指導員試験の公示後、通年で受験することが可能となるもの。(全免除者以外はこれまでどおり公示後、2か月後から受験が可能。)

時間的制約の解消

